

タブレット端末についての Q&A (令和5年4月1日)

宗像市教育委員会

Q1. タブレット端末や充電器は個人への支給ですか？

A1. 学校備品であり、貸与です。卒業まで同じ端末を使い、転出時・卒業時に返却します。

Q2. タブレット端末・アカウントは何にでも使っていていいですか？

A2. タブレット端末・アカウントは学習用として貸与・付与され、学習を深めるために「公的な使い方」を意識して使い、私的な利用はしないようにしてください。

使用時間や閲覧内容は記録が残り、必要に応じて管理できるようになっています。

Q3. タブレット端末は必ず全家庭で持って帰らなければいけませんか？

A3. ご家庭に学校で付与されたアカウントを利用できるパソコン・タブレット等(インターネットに繋がっている)がある場合には、必ずしもタブレット端末を持ち帰る必要はありません。なお、ご家庭の端末を利用される際には、セキュリティ、OS 及びアプリケーションを含めすべてのソフトウェアを最新にし、子どもが安全に利用できる状態にしてご活用ください。

Q4. タブレット端末を忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？

A4. タブレット端末を忘れた児童生徒には、他の教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。その上で、他の児童生徒と一緒に活動するなど、学習に支障がないよう対応します。

Q5. 学習用端末はインターネットがない環境でも使用できますか？また、家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A5. 宗像市が導入しているタブレット端末(Chromebook)は Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットに接続して使用する端末です。すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。

無線で接続できるインターネット環境のない家庭や環境の整備が難しい家庭に対しては、宗像市教育委員会よりルーターの貸与を行います。ただし、通信料は原則、家庭の負担となります。

Q6. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？

A6. 学校で貸与しているタブレット端末には、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入しています。また、学習に不要な機能については使用制限をかけ

ています。

同時に、情報機器を安全に利用しながら生活を便利にしていく力を子どもに身に付けさせるための情報モラル・セキュリティ教育を行うことも大切です。「責任をもってつかうこと」「自分のこと、周りのことを考えて使用すること」を学校でも指導しています。ご家庭でも、自分の安全や健康を守り、他者の人権を大切に活用していくお声かけをお願いします。

なお、違法・不適切な使用をしていないか、児童生徒のタブレット端末を確認することがあります。

Q7. タブレット端末や充電器は個人的な旅行に持って行ったり、友達の家に行って行ったりしてもよいですか？

A7. 学習を目的としての使用のみとし、学校、学童、自宅で活用することとします。

端末だけでなく、アカウントに関しても、市街の無料 Wi-Fi サービスにつないでのアカウント利用、インターネットカフェやホテル等の外部施設の端末でのアカウントの利用はセキュリティ上お控えください。

Q8. タブレット端末や充電器が破損した場合はどのように対応すればよいですか？

A8. 紛失・破損した際には、速やかに学校にお知らせください。「紛失・破損報告書(保護者用)」を、学校を通して宗像市教育委員会に提出してもらいます。その後、メーカーに修理に出し、交換機の貸与を行います。

Q9. **タブレット端末や充電器を壊してしまった場合の費用負担**はどうなるのでしょうか？

A9. **貸与品であるため、たいたり、投げたりするなど故意や重大な過失による破損の場合や学校外及び学校での学習外(登下校時、学童、家庭等)での破損の場合は、原則、保護者負担により原状復旧**していただきます。ただし、故意や重大な過失による破損を除き、学校での学習中にタブレット端末や充電器を破損させてしまった場合は、市教育委員会が負担します。

【過去に学校内でタブレット端末等を破損させ、保護者負担となった例】

・教室移動のためにタブレット端末を持ち歩いていた A さんを B さんが押したため、A さんが驚いてタブレット端末を落としてしまい、画面が割れた。(B さんの保護者が負担)

・班学習中に2人でふざけていて、タブレット端末を閉じたときに1人の手が挟まったため、画面が割れた。(2人の保護者で負担)

Q10. タブレット端末や充電器を紛失、盗難にあった場合にはどうすればよいですか？

A10. 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。また、学校を通して市教育委員会に「紛失・破損報告書(保護者用)」を提出することになります。なお、故意又は重大な過失による紛失・盗難の場合は、保護者負担により原状復旧していただくことになります。

Q11. タブレット端末や充電器は家族が使用してもよいですか？

A11. 児童生徒が学習のために使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外は使用できません。

Q12. タブレット端末をどのような学習場面で使用するのですか？

A12. 授業においては、一斉学習の場面で、教師は指導者用端末を通して、児童生徒一人一人の反応を把握し、それぞれの反応に応じた双方向型の授業を行うことができます。

また、児童生徒一人が1台ずつタブレット端末を使うことで、同時に別々の学習課題に取り組むことができます。一人一人の学習履歴を記録することで、それぞれの学習状況に応じた個別学習が可能になります。

さらに、グループ等で協働学習に取り組む際には、一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有し、児童生徒同士で双方向の意見交換が可能になり、多様な意見に触れることで理解を一層深めることができます。

新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用します。

Q13. タブレット端末には、どのようなアプリケーションが入っていますか？

A13. Google work space for Education, 協働学習ツール「ロイロノート」、AIドリル「navima(小学校)」「LINES e ライブラリ(中学校)」というアプリを導入しています。これらのアプリは、子ども一人一人に応じた学習や、他者と協働して課題を解決するための学習を支えるアプリケーションです。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用します。

Q14. A13 のアプリケーションは、家庭でも使えますか？

A14. 1年生から9年生までの各教科の問題に取り組むことが可能です。児童生徒にはそれぞれのIDとパスワードを配付しますので、それらを使えば、家庭にあるパソコンやタブレット、スマートフォンからもアクセスできます。日々の家庭学習等に積極的に活用してほしいと願っています。

※なお、本 Q&A や端末利用のガイドラインは令和5年4月1日時点のものであり、今後も内容を更新(付加、修正)していくことがあります。